平成２７年（フ）第５３７号
さいたま市大宮区上小町28番地２　ビューパレス大宮Ａ・Ｂ・Ｂ105
債務者　井原由記子（旧姓郷原）
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５４７号
さいたま市大宮区三橋２丁目416番地　イーストハイツＡ101号室
債務者　落合　利之
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５５８号
埼玉県川口市金山町14番30号　アビーモンドールナガセＢ202号、旧住所埼玉県川口市西川口４丁目４番20号　グレースハイツ川口402号
債務者　浅香　　弘
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
埼玉県越谷市東越谷３丁目13番地12　マンションＴＡＴＳＵＭＩ303、旧住所埼玉県越谷市神明町１丁目148番地15
債務者　吉田　　実
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
埼玉県本庄市児玉町共栄452番地13　宮ハイツ201、旧住所埼玉県本庄市朝日町１丁目３番28号
債務者　大谷　義広
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４３８号
札幌市中央区宮の森３条10丁目１番27―201号
債務者　浅沼　裕司
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２４号
北海道石狩市親船東２条２丁目21番地
債務者　田西レイ子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５４号
札幌市中央区南４条西８丁目６番地３　ビッグパレス南４条Ａ棟602
債務者　山本美智子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８３１号
札幌市北区北28条西７丁目２番18号　ツインハウスＢ―204号
債務者　辻　　直美
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７５号
札幌市厚別区大谷地西１丁目５番30―107号
債務者　森尾　文彦
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９１３号
北海道千歳市北栄２丁目17番16号
債務者　東山　武志
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９１５号
札幌市東区北23条東１丁目７番23号　プリンセス23―201号
債務者　坂地まゆみ（旧姓霜山）
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９１８号
札幌市中央区北１条西19丁目１番地２　ファミール第２大通317号
債務者　中山　淑子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９１９号
札幌市中央区北１条西19丁目１番地２　ファミール第２大通317号
債務者　中山　利博
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２３号
札幌市南区石山２条２丁目８番22号
債務者　竹内　佳苗
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９３７号
札幌市東区北22条東23丁目８番15―107号
債務者　鈴木　広美
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部